

記入例

様式第1号(第10条関係)

飯塚市浄化槽設置支援融資あっせん申請書

飯塚市浄化槽設置支援融資制度及び利子補給に関する要綱(令和4年飯塚市企業局告示第11号)に基づく融資のあっせんを受けたいので、同告示第10条第2項の規定により下記のとおり申請します。

令和 5年 4月 1日

(宛先)飯塚市企業管理者

住所 **飯塚市忠隈523番地**

申請人 氏名 **いづか すいどう**
飯塚 水道
電話 **0948-22-0380**

融資決定金額	※ 円	設置場所	飯塚市忠隈523番
融資希望金額	金 800.000 円	工事請負業者 (指定業者)	Aハウジング株式会社 (株式会社B衛生設備)
償還期間	80 か月(80か月以内)	工事費の見積額 (浄化槽設置・ 転換に係る額)	30.000.000 円 (1.500.000 円)
利率	※ 年2.0%	浄化槽設置 家屋の所有関係	<input checked="" type="checkbox"/> 自己所有 <input checked="" type="checkbox"/> 自己居住 <input type="checkbox"/> 他者所有 <input type="checkbox"/> 他者居住
償還方法	借入の翌月から 元金均等月賦償還	浄化槽設置工事 着工予定日	令和5年9月1日
償還期限	※ 年 月 日	職業又は勤務先	飯塚市役所 電話 0948-22-5500
毎月の償還 希望金額	10.000 円(1万円以上)	勤続年数	20 年
融資取扱機関	<u>飯塚信用金庫</u> 本店 支店	平均月収	30万円
預金口座番号	1.普通 口座番号 2.当座 (1234567)	資産の状況	自宅土地建物、定期預金

連帯保証人記入欄

住所	飯塚市新立岩5番5号 電話 0948-22-5500
氏名	いづか たろう 飯塚 太郎 申請者との続柄(父)
職業又は勤務先	自営業(屋号:飯塚屋) 電話 0948-22-5500
平均月収	40万円
資産の状況	自宅土地建物、店舗土地建物

※の欄は、申請人は記入しないで下さい

飯塚市浄化槽設置支援融資 様式への記入要領

◎融資あっせん申請書(様式第1号)・融資申込書(様式第2号)の記入要領

1 申請人に関する事項

- (1) 住所・氏名 申請時における住民票上の住所・氏名を記入してください。氏名については、ふりがなも記入してください。
- (2) 電話 平日の日中に連絡のつく電話番号を記入してください。

2 融資あっせんに関する事項

- (1) 融資希望金額 **限度額は80万円**です。また、融資額は1万円単位とし、浄化槽工事費に係る額を限度とします。
- (2) 償還期間 **80か月以内**です。ただし、償還金額は月額1万円以上とします。
- (3) 融資取扱金融機関 令和5年4月現在、取扱金融機関は飯塚信用金庫のみです。
預金口座番号 支店名、口座種別、口座番号を記入してください。
- (4) 毎月の償還希望金額 融資希望金額を償還期間で割った金額を記入してください。
- (5) 設置場所 転換後の浄化槽の設置場所の地番を記入してください。
- (6) 工事請負業者 転換工事を請け負う業者の名称を記入してください。
- (7) 工事費の見積額 工事見積書の金額を記入してください。既に工事請負契約を締結しているときは、契約額を記入してください。
- (8) 家屋の所有関係 「自己所有・他者所有」のうちいずれかと「自己居住・他者居住」のうちいずれかを選び、○で囲んでください。なお、他者所有の家屋につき融資を申請するときは、申請書に所有者の承諾書を添付していただく必要がありますので、申請までに所有者と協議を済ませ、承諾を得ておくようにしてください。
- (9) 着工予定日 工事着工予定日を記入してください。未定の場合は空欄でも構いませんが、小型浄化槽設置整備事業補助金を同時に申請する場合は、申請年度末までに工事を完了し、報告する必要がありますのでご注意ください。
- (10) 職業又は勤務先 個人事業主の方は職種と屋号(屋号がある場合のみ)を、会社員など従業員の方は職種と法人名を記入し、電話番号を付記してください。年金以外にご収入のない方は「年金生活者」とご記入ください。

- (11) 平均月収 給与など就労による収入、年金収入、不動産収入などを含んだ金額につき、ひと月当たりのご収入を記入してください。
- (12) 資産の状況 預貯金、不動産(自宅の土地建物、山林、田畑、投資用の貸家など)、有価証券など、自己名義の資産について記入してください。なお、具体的な金額(評価額)や担保権の設定状況などについて、申請時点で記入する必要はありませんが、融資取扱金融機関において審査のため調査をすることがあります。

3 連帯保証人に関する事項

配偶者は連帯保証人としては認められません。また、同一世帯の方も認められません。ただし、家の構造が二世帯住宅になっており、独立して生計を営む方については連帯保証人になることができます。

また、金融機関が指定する地域(令和5年4月現在、飯塚市、嘉麻市、桂川町、直方市、宮若市、鞍手郡内)に居住していることが連帯保証人の条件になります。

- (1) 住所・氏名 申請時における住民票上の住所・氏名を記入してください。氏名については、ふりがなも記入してください。
- (2) 電話 平日の日中に連絡のつく電話番号を記入してください。
- (3) 職業又は勤務先 個人事業主の方は職種と屋号(屋号がある場合のみ)を、会社員など従業員の方は職種と法人名を記入し、電話番号を付記してください。年金以外にご収入のない方は「年金生活者」とご記入ください。
- (4) 平均月収 給与など就労による収入、年金収入、不動産収入などを含んだ金額につき、ひと月当たりのご収入を記入してください。
- (5) 資産の状況 預貯金、不動産(自宅の土地建物、山林、田畑、投資用の貸家など)、有価証券など、自己名義の資産について記入してください。なお、具体的な金額(評価額)や担保権の設定状況などについて、申請時点で記入する必要はありませんが、融資取扱金融機関において審査のため調査をすることがあります。

4 申請人及び連帯保証人に共通する事項

飯塚市税を滞納している場合、融資をあっせんすることはできませんので、ご注意ください。